

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、請求人に対して令和2年9月8日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の左股関節機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定とした部分を不服として、これをより上位の等級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分を取り消し、障害等級をより上位の等級に変更することを求めている。

骨折から3年2か月後、人工関節置換術をすれば疼痛、機能回復も見込まれると手術を受けたものの、術後拘縮が強く関節可動域が制限され、日常生活に著しい制限がある。起立、立位、座位、移動が自力ではできず、動作・活動は改善されていない。

診断書の肢体不自由の状況及び所見において実際と違う診断書が書かれている。本件医師が本件診断書と同日付で作成した国民年金厚生年金保険診断書（肢体の障害用）と本件診断書とを比較すると、右及び左股関節の可動域及び筋力が異なっている。また、動作・活動においても、聞き取りを行っていないので、本件診断書は不十分あるいは実態を反映していない。補助用具を提供している業者、日常生活の支援をしてくれる同僚、元上司、介護タクシー運転手から補足意見を取得したところ「動作は非常に不自由な状態である」との評価であり、歩行能力や起立位保持等に関しては本件診断書の記載は実態を反映していないとのことであった。

障害名である「左股関節機能の著しい障害」が永続し、このため重心の支持性を失い左に傾き、体幹のねじれ、左右差、骨盤、大腿部の協力的コントロールが機能せず、かつ、抵重力筋低下により、両膝関節及び左足関節が変形し機能障害、体幹機能障害、移動機能障害をもたらしている。一部位の骨折が招いた一連の連鎖的な障害だと思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年7月27日	諮問
令和3年10月14日	審議（第60回第3部会）
令和3年11月29日	審議（第61回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行令8条は、法15条4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならないとしている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説

を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 請求人の機能障害

本件診断書の「障害名」には「左股関節の機能障害」（別紙1・I・①）、「原因となった疾病・外傷名」には「左大腿骨頸部骨折」（同・②）と記載されていること、筋力テストの評価では右股関節は全て○（筋力正常又はやや減）、左股関節は全て△（筋力半減）とあること（別紙1・III）、関節可動域では右股関節は制限が乏しいが、左股関節は一定の制限が認められること（同）から、下肢機能障害のうちの左股関節機能障害と認定することが相当である。

(2) 下肢の障害等級

等級表が定めている肢体不自由のうち下肢機能障害に係る障害等級において、本件障害が該当する可能性がある機能障害に関係ある部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	下 肢 機 能 障 害
1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの

2 級	1	両下肢の機能の著しい障害
3 級	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4	一下肢の機能の著しい障害
	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害

なお、等級表解説第3・1・(4)によれば、等級表解説において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるため、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

そして、等級表解説は、一下肢及び股関節に係る機能障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(3) 請求人の障害等級

以上を前提に、以下、請求人の左股関節の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

ア 左股関節の機能障害の程度

本件診断書に基づき、請求人の機能障害の程度についてみる。

筋力テスト（MMT）では、左股関節の全ての項目が△（筋力半減。筋力3該当）とあり、筋力が一定程度残存していること、関節可動域は、伸展←→屈曲、内転←→外転及び内旋←→外旋がいずれも20度であり、一定の制限があることが認められる（別紙1・Ⅲ）。

歩行能力は1km以上歩行不能であり、補装具なしでの起立位保持は30分以上困難であることが認められる（同・Ⅱ・三）。

動作・活動の評価は、「座る（足を投げ出して）」「座る（正座、あぐら、横座り）」は×（全介助又は不能）とあるも

のの、「寝返りをする」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ）」、「屋外を移動する（つえ）」及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされ、一定程度の運動性と支持性は保たれていることが認められる（同・二）。

そして、処分庁が本件医師に対して請求人の障害等級について、「左股関節機能の著しい障害5級」の認定が相当と思われる旨の意見を添えて照会したところ、本件医師からは、それに同意する旨の回答がなされ、追加の意見はなかったことが認められる。

そうすると、股関節の機能障害の全廃とは、関節可動域が10度以下、徒手筋力テスト2以下のもの、著しい障害とは、関節可動域が30度以下、徒手筋力テストで3に相当するものをいうとされているところ（別紙2・第3・2・(2)・ウ）、請求人の左股関節の機能障害は、「股関節機能の著しい障害」として障害等級5級と認定するのが相当である。

イ 総合等級

請求人の上記アの障害を総合した障害程度については、左股関節について、下肢機能障害「一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害」（5級）として、総合等級5級として認定するのが相当である。

(4) 総括

以上のとおり、請求人の左股関節の機能障害（本件障害）は、機能の著しい障害（5級）であると認められることから、本件障害の程度は、総合等級5級と認定するのが相当である。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級をより上位の等級に変更することを求めている。

しかし、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、本件診断書の記載に基づき客観的に判断すべきものと解される。

また、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、本件医師に照会したところ、左股関節機能の著しい障害5級との処分庁の見解に同意する旨の回答があったことから、本件処分を行ったものと認められ、そして、本件障害の等級は、上記2のとおり、総合等級5級と認定するのが相当であるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)